

## アイルランド現地調査報告

出張期間：平成 31 年 3 月 11 日（月）～15 日（金）

出張者：厚生労働省 3 名

訪問先：牛肉処理施設 Waterford 県 1 施設

Wexford 県 1 施設

Kildare 県 1 施設

### 1 調査の目的

アイルランドにおける牛肉処理施設（対日輸出認定施設 3 施設）について、現行の輸入牛肉等に対する月齢制限を 30 か月齢以下から制限無しに変更することによる日本向け輸出要件の修正を検討するに当たり、EU 規則を踏まえたアイルランドの国内規制に基づく、特定危険部位（SRM）除去に係る 30 か月齢以上の牛の分別管理を確認するため、現地調査を行った。3 施設はいずれも 30 か月齢以下及び 30 か月齢超の牛を扱っている。

### 2 調査結果

#### （1）生体検査

農業・食料・漁業省（Department of Agriculture, Food and the Marine, DAFM）の検査官による生体検査が実施されており、神経症状を示す牛は、食用のときつがなされないように管理されていた。また、神経症状を示す牛等について BSE 検査が実施されていた。

#### （2）月齢確認（耳標及びパスポートによる確認）

3 施設とも、牛の個体毎に装着される耳標及び移動の都度添付が義務づけられているパスポート（牛の誕生日、品種、耳標番号、移動履歴等が記載された文書）により 30 か月齢以下の確認が適切に行われていた。

#### （3）SRM の除去

頭部処理の工程において、口蓋扁桃及び舌扁桃は全月齢で頭蓋に残したまま SRM として廃棄されていた。また、回腸遠位部については、内臓処理工程において、アイルランドの国内規制に基づき、十二指腸から直腸までの腸管全てが SRM として処理されていた。

我が国では SRM とされている 30 か月齢超の牛の舌及び頬肉以外の頭部の肉について、アイルランドにおいては SRM として取り扱われていないが、3 施設とも食用として使用しておらず、SRM である頭蓋に付着させたまま廃棄していた。なお、牛の下顎もアイルランドでは SRM ではないが、頭蓋から外された後不可食部位としてレンダリング処理されていた。

#### （4）分別管理

ア と畜・解体・枝肉保管においては、30 か月齢超の牛由来のと体に赤色の一本線の入ったタグが、30 か月齢以下のものには青い一本線の入ったタグが付けられており、目視確認

できる方法により分別管理が実施されていた。

イ 30 か月齢超の枝肉と 30 か月齢以下の枝肉でレーンを区別していた。

ウ 30 か月齢超の部分肉処理については、他の製品と混在しないようにシフトの最後に間隔（ギャップ）をあけて実施されていた。

エ 箱詰め工程以降は、表示（ラベル）中の製品コードや部分肉又は内臓のロット番号（ロットを構成する牛肉等が得られた牛の個体まで遡り可能）により、月齢の確認が可能であった。

#### （５）製品保管・出荷

冷蔵庫内においては、30 か月齢超の製品専用のスペースを設けてはいないが、貨物の場所がバーコードや掲示で特定可能な状態で保管されていた。また、輸出の都度、DAFM の検査官が必要な確認を行い、適切に証明書が発行されていた。

#### （７）書類及び記録の確認

製造工程のモニタリング記録等を検証したところ、適切であった。

#### （８）政府による管理監督

各施設における HACCP 等による衛生管理について、DAFM による監視指導がなされており、これに基づき施設の改善がなされていることを確認した。また、対日輸出基準の遵守に関して、DAFM による定期的な検証が実施されていた。

### 3 総括

と畜場において、SRM 除去に係る 30 か月齢超の牛の分別管理が適切に行われていることを確認した。

我が国では SRM として取り扱われる、30 か月齢超の牛の舌及び頬肉以外の頭部の肉は食用として利用されていなかった（現行の対日輸出プログラムにおいても、日本に輸出できない部位としている）。

また、生体検査により BSE が疑われる牛については食用に回らないよう適切に取り扱われていることも確認した。

#### （施設調査及び出口会議で指摘した事項）

- ・ 1 施設において、生体牛の個体情報確認の後、30 か月齢以下の牛は緑の線、30 か月齢超の牛は青の線、乳牛は赤の線、及び 24 か月齢超の雄牛は赤の X 印を胴体に描いていたが、手続を記した SOP が古い手順となっていた。本件は調査後に DAFM 獣医検査官よりノンコンプライアンスレコードが発行され、調査翌日に施設による SOP の修正及び DAFM 獣医検査官による確認が行われ、是正された。
- ・ 1 施設において、DAFM 獣医検査官による SRM の除去等の検証記録の内容は問題なかったが、検査官の署名及び日付が記載されていない記録が確認された。本件は、是正及び担当検査官への教育を行うと報告があった。